

2020年11月18日

原子力発電環境整備機構
理事長 近藤 駿介 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 佐藤 貴夫

答 申 書

2020年11月11日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2020年度諮問第1号（「2020年10月23日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料 [2020-1]

地層処分事業における御機構のこれまでの対話・広報活動、出前説明に関連して北海道神恵内村商工会の会員有志による勉強会等の会合に機構職員が出席・参加した記録、および発言録・会議録・報告書等の文書・関連資料（神恵内村の勉強会参加者：米田秀樹商工会地域振興委員長ほか数名）

2. 情報公開請求に対する機構の説明

- ・上記1の内容に該当する機構資料
 - a. 事業説明実施報告
 - b. 商工会対応結果
 - c. 旅費申請・支払書
- ・公開の取扱い
 - ・ a、b及びcは非公開とする。

3. 当委員会の判断

上記資料を確認したところ、a、b及びcの一部に特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより識別することができることとなるものを含む。）が含まれるほか、勉強会等の主催者から公開すると主催者の事務の運営に支障を及ぼすとして該当する機構資料の非公開を希望する意見があるなど、公開により率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ及び機構の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、規程第7条第1項で規定する別表第2の非公開情報のうち「1. 個人情報」並びに「3. 審議、検討又は協議に関する情報」及び「4. 事務又は事業に関する情報」に該当するため、非公開とすることは妥当である。

第3 審議の経緯

- (1) 2020年11月11日
- (2) 2020年11月16日
- (3) 2020年11月18日

情報公開審査委員会に諮問

第40回情報公開審査委員会で審議

原子力発電環境整備機構理事長に答申

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員 (座長) 佐藤 貴夫

委員長代理 加藤 一郎

委員 新保 雄司